

添付書類「排水流域図」の作成について

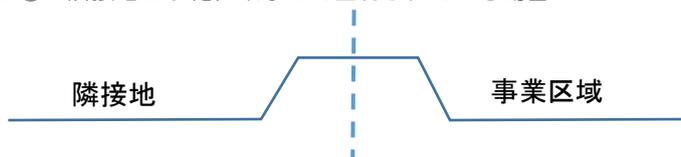
添付書類「排水流域図」について対象の土地範囲を間違っ作成するケースや独自判断で作成を省略するケースが多発しています。

「排水流域図」は当該事業区域で排水（浸透含む）する雨水を受ける土地の範囲を示すものです。対象範囲は事業区域及びそこに雨水が流入する隣接地（その先含む）の土地の範囲を流域として作成してください。

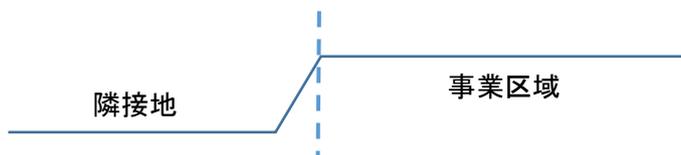
作成を省略できるケースは事業区域に隣接地（その先含む）の土地から流入する雨水が無く、かつ事業区域内の排水先が2箇所以上に流出しない場合となります。それ以外の場合は作成が必要となりますのでご注意ください。なお、他の土地から流入する雨水がない判断は以下の図のケースなどが考えられますので参考としてください。

また、「流量計算書」は「排水流域図」の作成の要否に関わらず作成が必要となりますが、計算範囲は「排水流域図」で対象とした土地の範囲で計算をお願いします。

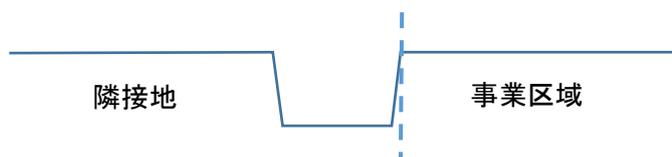
パターン① 隣接地と小堤、畝などで区切られている場合



パターン② 隣接地の方が低く、事業区域に雨水等が流れこまない場合

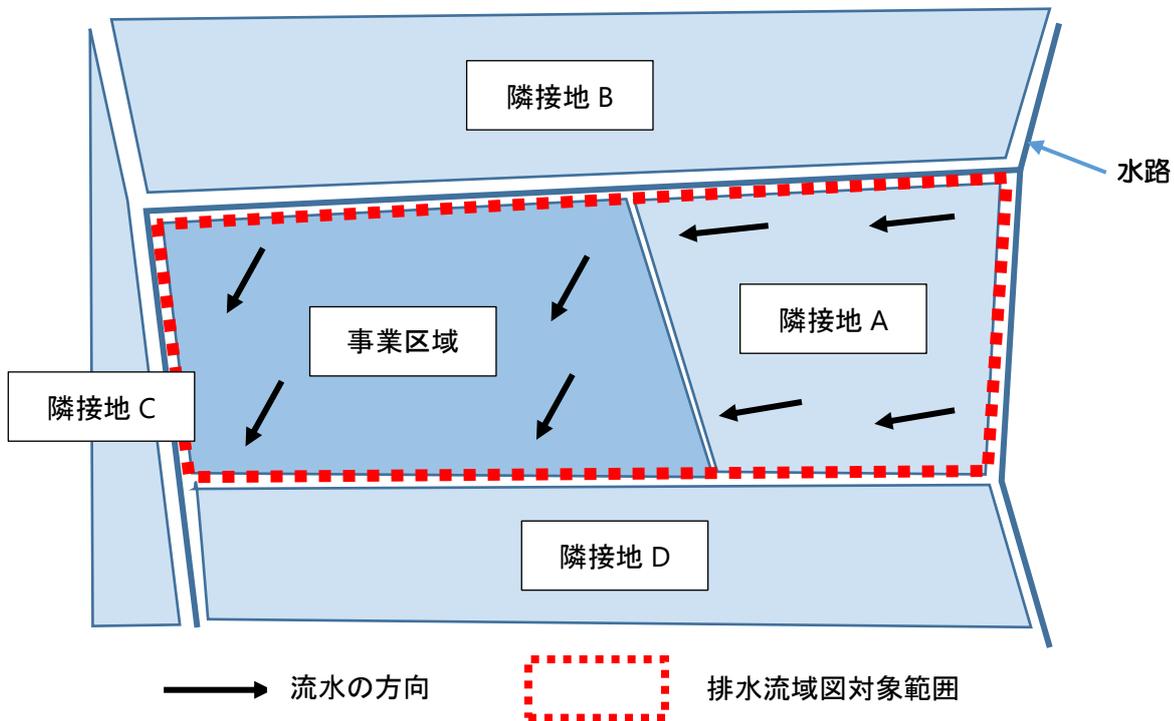


パターン③ 隣接地と水路などで区切られている場合



※上記の状況は現況です。施工前にこのようになっているケースかどうかで判断ください。

【参考】排水流域図作成イメージ



【排水流域図対象範囲の考え方】

- ①隣接地 A は事業区域方向に傾斜し、事業区域との間に水路等で区切られていないため排水流域図対象範囲。また、隣接地 A はその隣接の土地の高いところとは水路で区切られているため、その先の土地は排水流域図対象範囲でない。
- ②隣接地 B、隣接地 C は事業区域との間に水路で区切られているため排水流域図対象範囲でない。
- ③隣接地 D は事業区域よりも低い土地（流水の方向先）となっているため排水流域図対象範囲でない。